



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

広報

かみこあに

9月号
令和2年
No.740



上小阿仁村PRキャラクター
こあぴょん

主な内容

2 ~ 3 P

4 P

7 P

新型コロナウイルス感染症関連支援情報

移動販売車の紹介

秋田県生涯学習奨励員協議会功労者表彰伝達

狂犬病予防注射日程

移動販売車が
運行を開始しました

関連4ページ

村内事業者と村民の皆様へ各種支援を実施します

3密回避対策事業費補助金

国が示した「新しい生活様式」に 対応している村内事業所を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品、備品の購入、施設の改修等に要する費用の一部を補助します。

補助対象者

次の要件のすべてに該当する事業者とします。

- ・ 村内に店舗又は事業所を有し、今後1年以上事業を営む予定であること。
- ・ 支給対象者に村税等の滞納がないこと、又は納付相談を行っていること。
- ・ 上小阿仁村暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する方でないこと。
- ・ 国、県その他の団体の補助金の対象になつてないこと。
- ・ 消耗品、備品の購入費、施設の改修等に要する費用（5万円を超えるもの）

るものは対象外)

補助金額

令和2年3月から12月に支出した対象事業費（消費税相当額を除く）の3分の2の額とする。ただし上限を20万円とする。

申請方法

申請書に、対象経費内訳書、購入・支払い状況等が確認できる書類（レシートなど）や備品等の購入・施設改修等が確認できる写真を添付して、産業課林務商工班へ提出してください。

申請期限

令和3年1月29日（金）

問い合わせ先

産業課 林務商工班

☎ (77) 2223



正規雇用維持応援給付金

新型コロナウイルス感染症の蔓延による消費の落ち込み等の影響を受けている中で、正規雇用を維持している村内事業者を支援するため、正規雇用維持応援給付金を支給します。

支給対象者

次の要件のすべてに該当する事業者とします。

- ① 村内に住所、店舗又は事業所を有し、令和2年4月1日から9月30日までの間に従業員（社会保険加入の正規雇用者）を解雇しなかつた事業主で、当該従業員を引き続き雇用する予定であること。ただし、国及び地方公共団体の機関、郵便局、農業協同組合を除く。
- ② 医療・介護・福祉事業でないこと。
- ③ 支給対象者に村税等の滞納がないこと、又は納付相談を行っていること。
- ④ 上小阿仁村暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

申請方法

申請書に支給対象従業員一覧表、通帳の写しを添付して、産業課林務商工班へ提出してください。

申請期限

11月30日（月）

問い合わせ先

産業課 林務商工班

☎ (77) 2223

上小阿仁村新型コロナウイルス 感染症対策事業継続応援給付金 (追加分)

新型コロナウイルス感染症の蔓延による消費の落ち込み等の影響を受けている村内事業者の事業継続を支援するため、給付金を支給いたします。

支給対象者

次の要件のすべてに該当する事業者とします。



- ・村内に住所（法人の場合は所在地）、店舗又は事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。

- ・新型コロナウイルス感染症のまん延による消費の落ち込み等の影響により、令和2年6月から8月のうちいずれかの月の事業収入（売上）が、前年同月比15%以上減少していること。

- ・支給対象者に村税等の滞納がないこと、又は納付相談を行っていること。

- ・上小阿仁村暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当しない、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する方でないこと。

支給金額

法
人
個
人
事
業
主

1030万円
10万円

申請方法

申請書に通帳の写しを添付し、産業課林務商工班まで提出してください。

申請期限

11月30日（月）

問い合わせ先

産業課 林務商工班

☎ (77) 2223

上小阿仁村商工会

☎ (77) 3109

地域応援商品券発行事業

村内の消費を拡大し、新型コロナウイルス感染症のまん延による消費の落ち込み等の影響を受けている村内事業者を応援するため、村内の加盟店でのみ利用可能な商品券を村民一人当たり2万円分交付します。また、加盟した事業者には協力金を支払います。


交付対象者
令和2年7月1日現在で村内に住所を有する方。

交付する商品券の額
(千円券×15枚+五百円券×10枚)
・一人当たり2万円分

商品券の使用期間

令和2年10月1日（木）～
令和3年1月31日（日）

加盟店条件
村内に住所（法人の場合は所在地）、店舗又は事業所を有していること。

加盟店への協力金額
1店舗につき、3万円

問い合わせ先

・地域応援商品券発行事業について
産業課 林務商工班

☎ (77) 2223

・加盟店加入について
上小阿仁村商工会
☎ (77) 3109

村内事業者の水道料金及び下水道料金（基本料金）を免除します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、厳しい経済状況におかれている事業者を支援するため、水道料金及び下水道料金を減免します。

減免の対象となる料金及び減免額
・水道料金 基本料金（一般計量制の基本10立法メートルまでの額）の全額

・下水道料金 基本料金（事業所・工場等の事業所割の料金）の全額

減免の対象者
本村に事業所を有する事業者（住宅と併用している事業所及び官公署を除く）

対象期間
令和2年8月請求分から10月請求分（3か月間）

免除の申請
申請は不要です。

建設課 建設班
☎ (77) 2224

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が減少している高速バス（ジュピター号）の村内利用者に対して一部料金を補助します。

補助期間
令和2年8月5日（水）～
令和3年2月28日（日）

補助金額
大人 1回の利用につき2千円
小児 1回の利用につき1千円

※予算上限に達した場合、終了となります。

申請方法
申請書に利用乗車券購入の領収書写しを添付し、総務課企画班まで提出してください。

問い合わせ先
総務課 企画班 ☎ (77) 2221

高速バス利用促進補助金事業



移動販売車が運行を開始しました

8月8日、道の駅かみこあにで移動販売車の安全祈願祭と出発式が行われ、村長と移動販売事業の業務委託を受けた道の駅かみこあにの関係者が出席しました。

安全祈願祭では、関係者により玉串が奉てんされ、車両と関係者の安全を祈願しました。

出発式では、村長が「買い物を通して商品を届けてくれるのであります。利用者から『販売車が家の前まで来てもらつて助かっている』『玄関先まで商品を届けてくれるのであります。がたい』との声が聞かれました。

移動販売車は、週に一回、各集落を訪問します。ご利用になりたい方は、かみこあに観光物産にお問い合わせください。



祈願祭の様子



出発式にはこあぴょんも来てくれました



杉花地区



羽立地区



表彰状を受け取る大城戸ツヤ子氏

8月20日に秋田県生涯学習センターで開催された市町村生涯学習奨励員協議会会長会議で、生涯学習奨励員の大城戸ツヤ子さんが功労者表彰を受けました。大城戸さんは平成22年度から現在に至るまで生涯学習奨励員として地域の生涯学習事業を推進し、協議会会長も務めました。

特に、北秋地区生涯学習奨励員協議会主催事業では管理栄養士の資格と経験を生かし、小学生や障害者への調理実習や食育活動で尽力した功績が評価され今回の受賞となりました。

秋田県生涯学習奨励員 協議会功労者表彰伝達

国勢調査

の回答を
お願いします

令和2年9月14日から10月7日にかけて、5年に1度の国勢調査が行われます。

国勢調査は、国籍や年齢に関係なく、

日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。必ずご回答ください。



インターネット回答期間

9/14

月

10/7

水

調査票(紙)での回答期間

10/1

木

10/7

水

回答はかんたん便利なインターネットで

1 アクセスする



回答サイトへアクセス!! /

国勢調査オンライン



ご自宅に調査書類が届いたら、
回答サイトにアクセスします。

<https://www.e-kokusei.go.jp/>

2 ログインする

ログイン



調査書類のなかの
『インターネット回答利用ガイド』に記載されている
「ログインID」と「アクセキー」でログインします。

ログインID (Login ID)

(8ケタ)

アクセキー (Access Key)

(4ケタ)

3 回答する



画面の案内にそって、国勢調査に回答します。
最後にパスワードを設定し、送信します。



*インターネット回答が難しい場合は、調査票(紙)をお使いください。

健康推進班よりおしゃらせ

ごあに電話 (77)30008
(66)30009

10月からインフルエンザの予防接種が始まります。

「地域マスター制度基礎研修」開催のお知らせ

【マスターは何をするの?】

秋田県では、令和元年度に健康寿命日本一に向けた県民運動を地域から更に推進するため「健康づくり地域マスター制度」を創設しています。県内の健康づくり機運を更に醸成していくため、令和2年度も「健康づくり地域マスター」を任命するための基礎研修を左記のとおり開催いたします。ご希望の方は、村住民福祉課健康推進班へご連絡ください。

【地域マスター制度基礎研修】開催のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行により、感染を恐れるあまり外出を控えすぎて『生活不活発』による健康への影響が危惧されています。「動かないこと（生活不活発）」により、身体や頭の働きが低下してしまいます。日頃から次のことをついて心掛けることをお勧めします。

■動かない時間を減らす

自宅でも出来るちょっとした運動で体を守りましょう。座っている時間も減らし、天気が良ければ屋外などで身体を動かしましょう。

■バランスよく食べる

食事は三食欠かさず食べることを意識してください。しっかりとバランスよく食べて栄養をとり、身体の調子を整えましょう。

■口を清潔に保つ

毎食後、寝る前には歯を磨きましょう。口の周りの筋肉を保つため、しつかり噛んで、できれば毎日おしゃべりしましよう。鼻歌を歌う、早口言葉もお勧めです。

■孤独を防ぐ

近くにいる者同士や電話などを利用した交流を意識しましよう。ちよつとした挨拶や会話も大切です。

『生活不活発』に気を付けて

脳いきいき講座 開催中

7月～12月の毎月第2金曜日に開催している脳いきいき講座について、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行なながら実施しています。認知症の予防や心の健康のため、参加をご希望の方は健康推進班までご連絡ください。

■開催日

9月11日(金)
10月9日(金)



■時間

午前10時～午前11時30分
会場 上小阿仁村保健センター

■対象

村内の65歳以上の方

■内容

脳トレ、デュアルタスク（2つの課題の同時作業）等

■持ち物

汗拭きタオル・水分補給の飲み物・動きやすい服装・必要な方はメガネ

■講師

(株)ピーベリー 健康運動指導士 加藤先生

※送迎は原則としてありませんが、希望があれば申込の際にご相談ください。

今年は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を「最大限に警戒すべき」として、日本感染症学会では、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨しています。

例年1月上旬から3月上旬がインフルエンザの流行のピークとなっています。できるだけ、予防接種は12月中旬までに受けるようにしましょう。

■インフルエンザ予防方法

- ①手洗い、うがいをしましょう
- ②アルコール消毒も効果的です
- ③湿度は50～60%に保ちましょう
- ④人ごみへの外出は控え、外出時はマスクの着用を心がけましょう
- ⑤予防接種を受けましょう

■予防接種費用助成について

10月～2月末まで、次の方を対象

に、インフルエンザ予防接種の費用助成を実施します。

- ①65歳以上の方
 - ②60～64歳の方で、予防接種法で定められる障害を有する方
 - ③生後6ヶ月～中学生のお子さん
 - ④妊婦（母子健康新手帳交付済の方）
- 健康推進班へお問い合わせください。

■日時

10月9日(金)午前10時～正午

■会場

能代山本広域交流センター

■講話内容

- ①「生活習慣病を予防して健康寿命日本一へ！（仮）」
- ②「どんな時も元気に！」

マスターは何をするの?

県民運動として進めている、4つのキーフード（「減塩（マイナス2g）」「野菜（350g）・果物の摂取」「プラス20分の運動」「禁煙」）を日頃の活動の中で地域の方々に広めていただきます。

令和2年度

犬の登録と狂犬病予防注射の実施について

犬の登録と狂犬病予防注射を、次の日程で実施いたします。

犬を飼っている方は、犬の登録及び狂犬病予防注射を忘れずに受けてください。

犬を実施場所まで連れて来ることが困難な場合には、事前に役場住民福祉班へ連絡してください。

月 日	実施集落	実施場所	実施時間
9月26日(土)	沖 田 面	若者センター前	午前 9時00分～ 9時50分
	小 沢 田	保健センター前	午前 10時00分～ 11時50分

(注)普段おとなしい犬でも、注射の際には凶暴になる恐れがあります。責任をもって連れてきてください。



一頭につき

登録料金
3,000円

注射料金
3,500円

※料金の支払いの際は釣銭のないようお願いいたします。

飼い主のみなさまへ

- ◎狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
- ◎生後3ヶ月以上の犬は、必ず登録、注射をしてください。(違反の場合、20万円以下の罰金となります。)
- ◎生後3ヶ月未満の子犬や、妊娠中の犬には予防注射を受けさせないでください。
- ◎犬を新しく飼い始めた時、犬が死亡した時、犬を譲渡した時には届出が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の対応について

- ◎混雑が予想される「3密」を避けるため、接種料金についてはおつりが発生しないようご協力お願いします。
- ◎混雑する場合は隣人との間隔を十分にとるよう心掛けてください。
- ◎飼い主が発熱やせきなどの症状がある場合は、代理の方に犬を連れてきていただくようお願いします。もしできない場合は、電話でご相談ください。